

渋川市小規模農業者等営農活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、大規模農業者に集積できない営農条件の不利な農地の担い手を確保し、遊休農地及び耕作放棄地の増加を防止するため、農業用機械（以下「機械」という。）を購入した営農意欲のある小規模農業者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模農業者等の営農を継続するために必要な機械を購入する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、機械を購入しようとする営農意欲のある小規模農業者等とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業者等であること。
- (2) 補助金交付申請の前年度の農産物販売金額が年間20万円以上100万円以下であること。
- (3) 認定農業者及び認定新規就農者でないこと。
- (4) 補助金受領後も引き続き市内で3年以上営農すること。
- (5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと（徴収が猶予されているものは除く）。
- (8) この事業に類似する国、県等から補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定のないこと。
- (9) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、営農を継続するために必要となる機械の購入に係る経費とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 栽培目的の作業に必要な機械であること。
- (2) トラック、フォークリフト等汎用性が高い機械及び中古の機械でないこと。
- (3) 機械の本体の見やすい位置に補助事業名を印字すること又は印字したシール等を貼り付けること。
- (4) 機械の耐用年数が3年以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。